

千葉県流域下水道共同研究実施要領

平成27年8月27日

県土整備部都市整備局長 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県流域下水道管理者（以下「県」という。）が、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「下水道公社」という。）と共同して行う調査、研究及び試験等（以下「共同研究」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の実施要件)

第2条 共同研究は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、実施することができるものとする。

- (1) 共同研究として実施することが合理的かつ効果的であること。
- (2) 共同研究の内容が公益性を有すること。
- (3) 県流域下水道に支障を及ぼすおそれがないこと。

(審査会の設置)

第3条 県は、共同研究に関する事項を審査するため、千葉県流域下水道共同研究審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究実施の可否)

第4条 共同研究を実施しようとするときは、下水道公社は共同研究実施計画書を作成し、共同研究に加えようとする者や具体的な実施内容について県と協議するものとする。

2 県は、前項の協議を受けたときは、審査会において計画内容を審査し、その意見を聞いたうえで、共同研究に加えようとする者の適否を含めた共同研究実施の可否を決定するものとする。

(協定の締結)

第5条 県は、前条第2項の決定に基づき共同研究者（下水道公社及び県が適当と認めた者）と、次の事項について協定を締結するものとする。

- (1) 共同研究の内容及び実施場所に関すること。
- (2) 共同研究の実施期間に関すること。
- (3) 共同研究の業務分担に関すること。
- (4) 共同研究の実施に係る費用負担に関すること。
- (5) 共同研究の変更及び中止に関すること。
- (6) 秘密の保持に関すること。

(7) 共同研究の成果等の取扱いに関すること。

(8) 安全対策に関すること。

(9) 共同研究の実施にあたり生じた損害への対応に関すること。

(10) 前各号に定める事項のほか、共同研究の実施に必要な事項。

2 前項の規定により締結した協定を変更しようとするときは、県と共同研究者で協議のうえ、変更協定を締結するものとする。

(共同研究の中止)

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合、共同研究を中止することができる。

(1) 共同研究の実施にあたり、第2条に定める実施要件を満たさないことがあきらかになったとき。

(2) 天災その他やむを得ない事由が生じたために、共同研究を継続することが困難となったとき。

(3) 前条第2項の協議が整わなかったとき。

2 県は、前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、事前に共同研究者と協議するものとする。

(共同研究の終了)

第7条 共同研究者は、第5条の協定で定める実施期間内に共同研究を終了させるとともに、県から提供を受けた用地及び施設等がある場合には、県から提供を受ける前の状態に復して返還しなければならない。

(費用等の負担)

第8条 県は、共同研究のために必要な千葉県流域下水道の用地及び施設並びに下水道資源（下水、汚泥等）を、共同研究者に無償で提供することとする。

2 共同研究に要する費用については、原則として共同研究者が負担するものとする。

(共同研究の報告)

第9条 共同研究者は、共同研究が終了した場合には、共同研究の結果及び得られた成果等（以下「研究成果」という。）について、技術成果書に取りまとめ県に報告しなければならない。

2 県は、前項のほか、必要に応じて共同研究の進捗状況等について報告を求めることができるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 研究成果については、公表することを原則とする。

(研究成果の取扱い)

第11条 研究成果による知的財産、発明、意匠、商標等の取扱いについては、県と共同研究者であらかじめ協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成27年9月1日から施行する。